道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

旧

湯沢雄物川大曲線

Α

横手市雄物川町薄井字下鴨川五番

道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

秋

県

道

新

横手東由利線

横手市雄物川町沼館字中助五郎林六四番地先から五五番地先まで

横手市雄物川町沼館字中助五郎林六四番地先から五五番地先まで

10.00~1111.00

五・四〇~六・四〇

10.00~11111.00

〇・一九六

〇・一九六

〇・一八七

横手市雄物川町沼館字中助五郎林四一番地先から五一番地先まで

旧

横手東由利線

Α

目

次

ページ

毎週火・金曜日発行

報

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(四九六・税務

○地方公営企業法による私人への徴収の事務の委託 ( 四 九 1

○道路区域の変更(四九八、四九九・道路課)……………1 七・県立病院改革推進室)

○土砂災害警戒区域の指定(五○○・河川砂防課)

指定取消年月日

平成十九年九月一

二十六日

○一般競争入札の実施について ○土地改良区の定款変更の認可

### 告

四第三項の規定により、 秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、 指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年 次のとおり軽油引取税に係る特約業者の 告

平成十九年十月十二日

1

秋田県知事 寺 田 典

主たる事務所又は事業所の所在地 氏名又は名称 押切 龍彦 湯沢市横堀字白銀町二十

(北秋田地域振興局農林部) …3 (建設管理課技術管理室) ……2

示

# 秋田県告示第四百九十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の

城

秋田県告示第四百九十八号 秋田市千秋久保田町六番六号

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典

城

## この表において「A」及び 「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路課

()期間 平成十九年十月十二日から同月二十五日まで

## 秋田県告示第四百九十九号

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一地先から字薄井七三番一地先まで	間
六・五〇~九・五〇	敷地の幅員(メートル)
〇・五四四	延長(キロメートル)

### 秋田県告示第四百九十七号

条の二の規定により、平成十九年十月一日から、秋田県病院事業 託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三 よる陽電子断層撮影健康診査の使用料の徴収の事務を次の者に委 使用料等徵収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)別表第 一第二号の表に規定する弗素十八フルオロデオキシグルコースに 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三 第二十六条の四第一項の規定に基づき、 平成十九年十月十二日 告示する。

秋田県知事 寺 田 典

財団法人秋田県総合保健事業団 城

地羅野

のとおり)

鹿角市花輪字地羅野

(次の図

花輪古館

鹿角市花輪字古館及び福士川

(次の図のとおり)

陣場二号

鹿角市花輪字古館及び案内

(次の図のとおり)

陣場一号

のとおり)

鹿角市花輪字福士川

(次の図

小枝指

岩号

鹿角市花輪字小枝指及び館神

(次の図のとおり)

区

域

名

区

域

	<del>/1</del> -	71010	7
□ 期間 平成十九年十月十二日から同月二 一 場所 建設交通部道路課 一 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所	この表において「A」及び「B」とは、関係	新湯沢雄物川大	道
一十五日まで	・図面に表示する敷地	曲線 横手市雄物	B横手市
高屋	心区分をいう。	川町薄井字下鴨	雄物川町薄井字
後谷地(次の図のとおり)鹿角市花輪字高屋、伊坂及び		川五番一地先から字薄井六八番	下鴨川五番一地先から字薄井六元
急傾斜地の崩壊		一地先まで	八番一地先まで
館の沢		五三	五、三〇
田表(次の図のとおり)鹿角市花輪字館ノ沢及び上ミ		五・三〇~一八・三〇	五・三〇~一八・三〇
+			

秋田県告示第五百号

次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、 法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定に に基づき、公示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 平成十九年十月十二日 同条第四百

秋田県知事 寺 田

プレス 一計 書			
二十五日まで	高屋	後谷地(次の図のとおり)鹿角市花輪字高屋、伊坂及び	急傾斜地の崩壊
	高屋一号	三ツ権現(次の図のとおり)鹿角市花輪字高屋、伊坂及び	急傾斜地の崩壊
、同条第四項の規定	太田谷地	り) 及び三ツ権現(次の図のとお 鹿角市花輪字太田谷地、高屋	急傾斜地の崩壊
寺田典城		3	
現象の種類の発生	万松寺	とおり) とおり) とおり)	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	 西 町	(次の図のとおり) 鹿角市花輪字西町及び乳牛平	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	小枝指	び平元古館 (次の図のとおり)鹿角市花輪字小枝指、館神及	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	小枝指一号	古館(次の図のとおり)鹿角市花輪字小枝指及び平元	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	館	(次の図のとおり) 鹿角市花輪字鳥野及び八幡館	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	新 斗 米	平(次の図のとおり) 鹿角市花輪字新斗米及び天王	急傾斜地の崩壊
	鎌柄沢	(て) 鎌柄	土石流
急何余 母の 見場			
急傾斜地の崩壊	稲荷川原	沢及び赤坂(次の図のとおり)鹿角市花輪字稲荷川原、百合	土石流

中屋布

鹿角市花輪字中屋布及び西町

(次の図のとおり)

高屋

谷地(次の図のとおり) 鹿角市花輪字館ノ沢及び太田

> 高屋北沢一 高屋北沢 |高屋及び後谷地(次の図のと おり) 鹿角市花輪字三ツ権現、伊坂 び伊坂(次の図のとおり) 鹿角市花輪字高屋、後谷地及 土石流 土石流 土石流

川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河

### 告

公

公告する。 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和

平成十九年十月十二日

秋田県知事

寺

田 典 城

入札に付する事項 借入物品の名称及び数量

秋田県公共事業積算システム運用機器等

一式

借入物品の仕様等

 $(\Box)$ 

入札説明書及び仕様書による。

(四)  $(\equiv)$ 借入期間 平成二十年一月一日から平成二十四年十二月三十一日

借入物品の設置場所 別途指定する場所

連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日

(H)

入札に参加する者に必要な資格 平成十九年四月二十日 (金)

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこ

〇・五九七

〇・五九七

三 契約条項を示す場所等 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

びに問い合わせ先 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(電話〇一八一八六〇一二四二〇) 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室建設情報化推進班

 $(\Box)$ 

号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十 において随時交付する。 月十二日(金)から十一月五日(月)までの期間、⊖の場所 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九

Ŧi. 入札保証金

秋田県庁第二庁舎五階 五十一会議室 平成十九年十一月六日(火)午前十時三十分 四

入札執行の日時及び場所

ころによる。 則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定すると 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規

秋

 $(\Box)$ 

入札の方法

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

書に記載すること。 見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) 額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

 $(\equiv)$ 

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

(力) (田) をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入 札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

契約書作成の要否

入札に参加しようとする者は、 別に定める期日までに、入

> <del>(L)</del> 札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。 その他

詳細は、入札説明書による。

t

Summary

1 Nature and quantity of items to computer system to calculate construction cost, etc rented: Servers and other devices for the be

November, 2007 Time-limit of tender: 10:30 A.M.

3 Contact point for the notice: Technology 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-Division, Department of Public Works and 8570, Japan TEL018-860-2420 Transportation, Akita Prefectural Government, Management Office, Public Works Engineering

の規定に基づき、公告する。 款変更について、平成十九年十月三日認可したので、同条第三項 の規定により、 土地改良法 平成十九年十月十二日 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項 大館市二井田真中土地改良区から申請があった定

秋田県知事 寺 田

典 城 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社